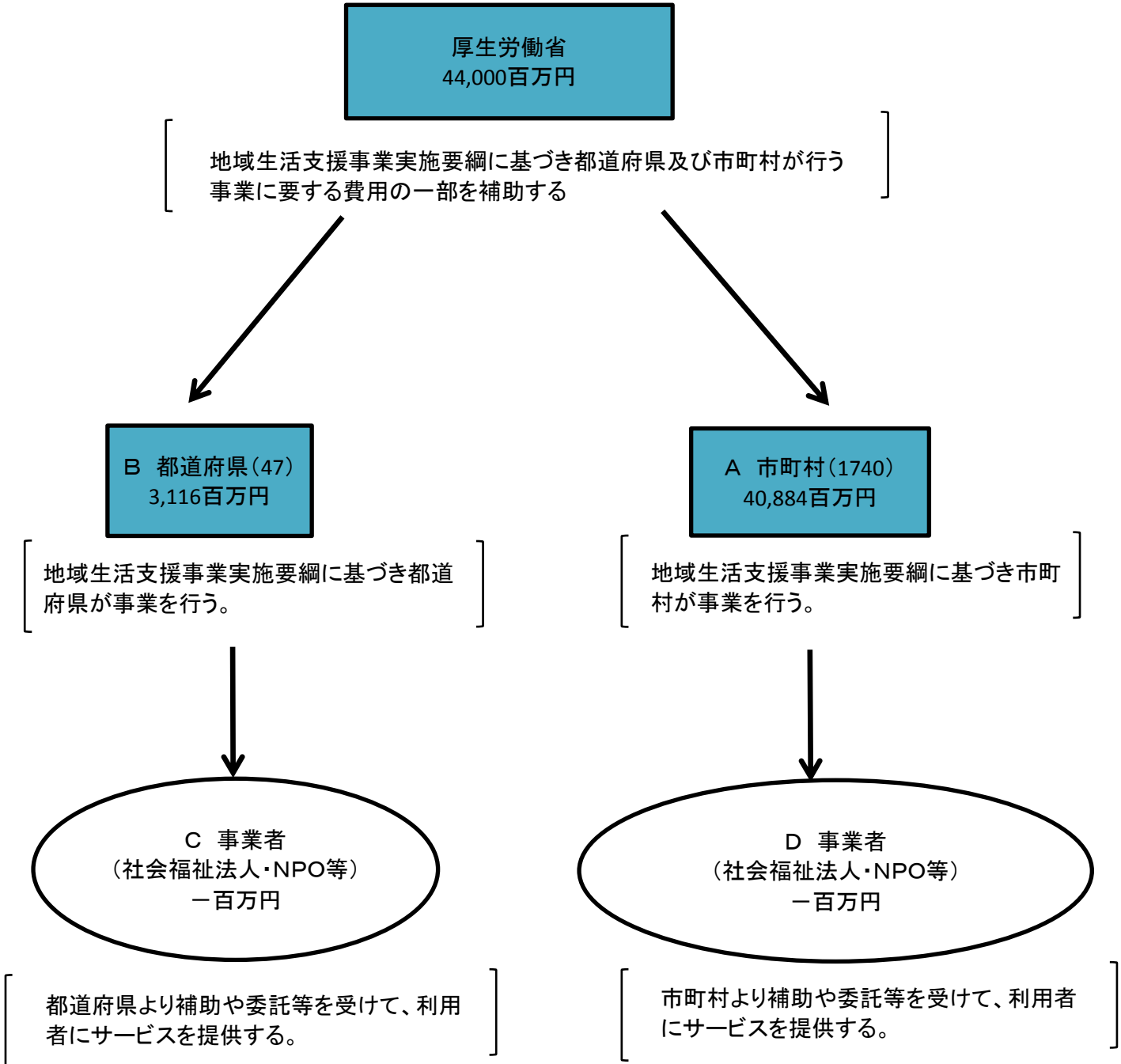


行政事業レビューシート（厚生労働省）										
事業名		地域生活支援事業		担当部局庁		社会・援護局障害保健福祉部		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度		平成 1 8 年度		担当課室		企画課自立支援振興室		君島淳二		
会計区分		一般会計		施策名		Ⅳ－７－１ 障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		障害者自立支援法第95条第2項第2号		関係する計画、通知等		「地域生活支援事業の実施について」等				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。								
事業概要 （5行程度以内。別添可）		○「地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に基づき都道府県及び市町村(指定都市等を含む。)が行う事業に要する費用に対し、障害者自立支援法の定める補助率上限(1／2以内)かつ予算の範囲内で、都道府県又は市町村に対し、補助金を交付する。(事業一覧は別添1参照。) ○当該補助金は地方分権を推進する観点から、実施主体である市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、弾力的に補助金を使用できる「統合補助金」として交付している。								
実施方法		☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)		予算の状況			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
				当初予算	40,000	44,000	44,000	44,500	51,000	
				補正予算	40,000	44,000	44,000	44,500		
				繰越し等						
		計	40,000	44,000	44,000	44,500	51,000			
		執行額	40,000	44,000	44,000					
		執行率（％）	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)		成果指標				単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
		別添2のとおり			成果実績					
					達成度	％				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標				単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
		別添3のとおり			活動実績 (当初見込み)				()	()
単位当たりコスト					— (円／)		算出根拠	地域の実情によって事業を実施するのに必要な金額は異なるので、定量的な単位あたりのコストは示せない。		
平成23・24年度予算内訳	費 目		23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由					
	補助金		44,500	51,000	「障害児・者の地域移行・地域生活のための安心支援体制整備事業」の実施に必要な経費を計上しているため。					
	計		44,500	51,000						

事業所管部局による点検			
	評 価	項 目	特記事項
目 的・予 算 状 況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	－	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資 金 の 流 れ、使 途・費 目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活 動 実 績、成 果 実 績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点 検 結 果		地域生活支援事業の事業費は毎年、増加しているが、比較的財政力のある市町村は自らの財源で事業費を捻出できる反面、財政力の弱い市町村は事業費が伸びず地域間格差が広がっているという意見が障害当事者を含む関係者から多く寄せられていることを踏まえ、「特別支援事業」の内容の充実などにより、その是正を行う必要がある。	
予算監視・効率化チームの所見			
現 状 通 り		地域生活支援事業については、事業の必要性、執行率の観点から適切であり、障害者自立支援法一部改正法（「つなぎ法」）の着実な施行及び障がい者制度改革推進会議総合福祉部会からの提言（平成23年8月30日）を踏まえ、所要の予算規模を維持すべきである。	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
－			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
○「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法で位置づけられている制度の一つであり、障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会において「地域生活支援事業」を含む新たな福祉制度の在り方を検討することとされている。 ○会計検査院決算検査報告における指摘及び対応状況 ＜決算検査報告における指摘＞ 対象経費の実支出額の算定に当たり、対象外経費を計上する等、地域生活支援事業等事業費補助金が過大に交付されていた。 ＜対応状況＞ 過大交付額を返還させるとともに、全国会議の場を通じて市町村等に対し、適正な事務執行が行われるよう周知した。			

(22年度の例)

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)



(注)計数は各欄で端数処理(四捨五入)している。

費目・使途
（「資金の流れ」
においてブロック
ごとに最大の金
額が支出されて
いる者について
記載する。費目
と使途の双方で
実情が分かる
ように記載）

A.横浜市			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
地域生活支援事業	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、その他の事業	1,678			
※統合補助金のため、受け入れた補助金の事業毎の内訳はない。					
計		1,678	計		0
B.東京都			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
地域生活支援事業	専門性の高い相談支援事業、その他事業	296			
※統合補助金のため、受け入れた補助金の事業毎の内訳はない。					
計		296	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A 市町村

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	地域生活支援事業実施要綱に基づき市町村が行う事業	1,678		
2	大阪市	〃	1,444		
3	名古屋市	〃	1,103		
4	札幌市	〃	763		
5	京都市	〃	699		
6	神戸市	〃	605		
7	さいたま市	〃	489		
8	広島市	〃	486		
9	堺市	〃	479		
10	福岡市	〃	462		

B 都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	地域生活支援事業実施要綱に基づき都道府県が行う事業	296		
2	北海道	〃	174		
3	神奈川県	〃	156		
4	大阪府	〃	156		
5	兵庫県	〃	134		
6	静岡県	〃	130		
7	愛知県	〃	104		
8	京都府	〃	97		
9	千葉県	〃	96		
10	滋賀県	〃	91		

市町村事業の事業内容

事業名		事業内容
必須事業	相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や援助等を行う。
	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意志疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行う。
	日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。
	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
	地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化する。(職員加配等)
その他事業	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であって、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与する。
	訪問入浴サービス事業	看護師、介護職員等により、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。
	身体障害者自立支援事業	身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で、自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、身辺介助、家事援助、夜間緊急対応、生活相談といったサービス等の提供を行う。
	重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業)	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。
	更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業等を利用している者等へ実習及び訓練を要する費用として必要と認めた額や就労移行支援事業等を利用し就職等により自立する者に対し就職支度金を支給する。
	知的障害者職親委託制度	知的障害者を事業経営者が一定期間預かり、生活指導や技能習得訓練等を行う。
	生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図る。
	日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者等の日中における活動の場を確保する。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。
	社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術文化活動等を行う。
	地域移行のための安心生活支援事業	障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援する。
	特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

都道府県事業の事業内容

事業名		事業内容
必須事業	専門性の高い相談支援事業	特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等を行う。
	広域的な支援事業	市町村域を越えて広域的な支援を行う。
その他事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業	障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する。
	福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において、生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で、居室その他の設備利用や、日常生活に必要な便宜を供与する。
	盲人ホーム事業	あんまマッサージ指圧師、鍼師、灸師の資格を有する視覚障害者であつて、就労困難な者に対し、就労に必要な技術指導等の便宜を供与する。
	重度障害者在宅就労促進特別事業	身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者で、情報機器を用いた在宅での就労を希望する者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、障害者の就労の促進を図る。
	重度障害者に係る市町村特別支援事業	訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行う。
	生活訓練等事業	日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図る。
	情報支援等事業	障害のため日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図る。
	障害者IT総合推進事業	障害者ITサポートセンターを拠点とし、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図る。
	社会参加促進事業	社会参加を促進することを目的とし、スポーツ・芸術活動等の事業を行う。
	特別支援事業	必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図る。

必須事業の実施状況

事業名			平成20年度		平成21年度		増減
			事業実施 自治体数	実施率	事業実施 自治体数	実施率	実施率の 伸び率
市町村事業	相談支援事業	市町村相談支援機能強化事業	729	40.5%	773	44.2%	109.1%
		住宅入居等支援事業	93	5.2%	105	5.9%	114.3%
		成年後見制度利用支援事業	121	6.7%	144	8.2%	122.8%
		相談支援事業小計	806	44.8%	856	48.9%	109.2%
	コミュニケーション支援事業	手話通訳派遣	1,333	74.1%	1,295	74.0%	99.9%
		手話通訳設置	498	27.7%	510	29.1%	105.1%
		要約筆記派遣	818	45.4%	846	48.3%	106.4%
		コミュニケーション支援事業小計	1,351	75.1%	1,309	74.8%	99.6%
	日常生活用具給付等事業		1,782	99.0%	1,736	99.2%	100.2%
	移動支援事業		1,549	86.1%	1,540	88.0%	102.2%
	地域活動支援センター機能強化事業		1,069	59.4%	1,053	60.2%	101.3%
都道府県事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
		障害者就業・生活支援センター事業	47	100.0%	—	100.0%	100.0%
		高次脳機能障害支援普及事業	46	97.9%	47	100.0%	102.1%
		専門性の高い相談支援事業小計	47	100.0%	47	100.0%	100.0%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	32	68.1%	34	72.3%	106.2%

※平成22年度については集計中である。

※障害者就業・生活支援センター事業は、平成21年度から障害程度区分認定事業費補助金の対象。

地域生活支援事業（必須事業）の実績

（単位：百万円）

事業名			平成20年度	平成21年度	増減	
			事業費	事業費	金額	伸び率
市町村事業	＜必須事業＞		69,485	76,573	7,088	110.2%
	相談支援事業(注)	市町村相談支援機能強化事業	3,451	3,954	503	114.6%
		住宅入居等支援事業	184	176	▲ 8	95.7%
		成年後見制度利用支援事業	28	38	10	135.7%
		相談支援事業小計	3,663	4,168	505	113.8%
	コミュニケーション支援事業		3,207	3,302	95	103.0%
	日常生活用具給付等事業		21,446	22,478	1,032	104.8%
	移動支援事業		31,405	35,384	3,979	112.7%
	地域活動支援センター機能強化事業		9,764	11,241	1,477	115.1%
	＜その他事業＞		23,309	21,859	▲ 1,450	93.8%
	市町村事業合計		92,794	98,431	5,637	106.1%
都道府県事業	＜必須事業＞		3,223	2,226	▲ 997	69.1%
	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	1,398	1,428	30	102.1%
		障害者就業・生活支援センター事業	1,013	-	-	-
		高次脳機能障害支援普及事業	222	255	33	114.9%
		専門性の高い相談支援事業小計	2,632	1,682	▲ 950	63.9%
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	591	544	▲ 47	92.0%
	＜その他事業＞		4,109	4,428	319	107.8%
	都道府県事業合計		7,332	6,654	▲ 678	90.8%

（注）相談支援事業及び地域活動支援センターの基礎的事業は自治体財源により実施されており、実績は把握していない。

※平成22年度については集計中である。

※障害者就業・生活支援センター事業は、平成21年度から障害程度区分認定事業費補助金の対象。